

国立大学法人滋賀大学における大学発ベンチャーの認定等に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人滋賀大学産学公連携推進機構規程（平成31年4月1日制定。以下「機構規程」という。）第3条第1項第4号の規定に基づき、国立大学法人滋賀大学（以下「本学」という。）における大学発ベンチャーの円滑かつ適正な支援を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において「大学発ベンチャー」とは、次のいずれかに該当する法人をいう。

- (1) 本学で達成された研究成果又は習得した技術等に基づいて起業されたもの
- (2) 本学の職員又は学生が所有する知的財産権に基づいて起業されたもの
- (3) 本学の職員又は学生（本学を退職、卒業又は修了（以下「退職等」という。）した者で、退職等から設立までの期間が3年以内の者を含む。）が設立者となるか、又はその設立に深く関与して設立されるもので、本学における国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項第5号に規定する業務の遂行に寄与するものとして本学が認めたもの

(認定の手續)

第3条 大学発ベンチャーの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大学発ベンチャー認定申請書（別紙様式1）に必要書類を添えて学長に提出するものとする。

- 2 学長は、前項の申請があったときは、選考会議を開催し、その審議結果を踏まえ、役員会にて認定の決定を行うものとする。
- 3 学長は、前項の規定により認定を決定した場合は、その旨を文書により申請者に通知するものとする。
- 4 学長は、第2項の審議に際し、必要がある場合は、外部有識者に意見を求め、又は申請者への面接を行うことができる。

(申請の条件)

第4条 前条第1項の申請は、申請者が次の各号のすべてに該当する場合に行うことができる。

- (1) 第2条に掲げる大学発ベンチャーの定義に該当していること。
- (2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと。
- (3) 本学に対する名誉毀損、誹謗中傷及び業務妨害等のおそれがないこと。
- (4) 本学の職員が設立したものにあつては、国立大学法人滋賀大学職員の兼職・兼業規程（平成16年4月1日制定）等本学における関係規程等に定める所要の手續、許可等が適正になされていること。

(称号の授与)

第5条 学長は、第3条第2項により認定した大学発ベンチャー（以下「認定大学発ベンチャー」という。）に対し、称号記（別紙様式2）により、「滋賀大学発ベンチャー」の称号を授与するものとする。

- 2 認定及び称号の有効期間は、授与した日から3年間とする。ただし、学長が必要と認めた場合には、通算5年間まで延長することができる。
- 3 学長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、有効期間を延長することができる。

(事業報告書等の提出)

第6条 認定大学発ベンチャーの代表者（以下「代表者」という。）は、年度毎に適宜の様式により、事業報告書及び収支決算書を学長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定のほか認定大学発ベンチャーが次の各号のいずれかの適用を受けたときは、代表者又は清算人は、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。
 - (1) 会社法（平成17年法律第86号）に定める解散
 - (2) 破産法（平成16年法律第75号）に定める破産手續
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手續
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手續
 - (5) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）に定める不正競争を行い、裁判によって同法第21条に定める罰金刑が確定した場合

(認定の解除及び称号の返付)

第7条 代表者は、大学発ベンチャー認定解除及び称号返付申出書（別紙様式3）により、第3条第2項の認定の解除及び第5条第1項により授与された称号の返付を申し出ることができる。

- 2 学長は、前項の規定により認定の解除及び称号の返付を決定した場合は、その旨を文書により代表者に通知するものとする。

(認定及び称号の授与の取消し)

第8条 学長は、認定大学発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当する場合は、選考会議を開催し、その審議結果を踏まえ、役員会にて第3条第2項の認定及び第5条第1項により授与された称号の授与を取消することができる。

- (1) 事業活動が第2条に掲げる大学発ベンチャーの定義から著しく逸脱した場合
- (2) 認定大学発ベンチャーが社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (3) その他「滋賀大学発ベンチャー」の称号を保持させることが適当でないとする場合

2 学長は、前項の規定に基づき認定及び称号の授与を取消した場合は、その旨を文書により代表者に通知するものとする。

3 第1項による認定及び称号の授与の取消しを受けた者は、速やかに称号記を返付するものとし、当該取消しを受けた日以降、大学発ベンチャーとして認定を受けていた事実を事業に使用してはならない。

(認定大学発ベンチャーへの支援事業)

第9条 本学は、認定大学発ベンチャーに対し、大学の管理運営及び教育研究に支障のない範囲において、次に掲げる支援を行うことができる。ただし、本学は支援内容に応じて一定の対価を求めることができるものとする。

- (1) 施設を貸与すること。
- (2) 貸与した施設について、当該認定大学発ベンチャーの所在地とする商業登記を認めること。
- (3) 研究設備等の利用を許可すること。
- (4) 本学職員等による相談業務への対応並びに他企業への紹介及び仲介を行うこと。
- (5) ホームページ等において広報を行うこと。
- (6) その他学長が必要と認めた支援

2 申請者が前項の支援を希望する場合は、希望する支援事業を大学発ベンチャー認定申請書と併せて支援事業申請書(別紙様式4)を提出するものとする。

3 第1項の支援を行うときは、本学における関係規程を遵守するものとする。

(事務)

第10条 大学発ベンチャーの認定に関する事務は、産学公連携推進課において処理する。

(その他)

第11条 この細則に定めるもののほか、大学発ベンチャーの認定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年3月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別紙様式1 大学発ベンチャー認定申請書

別紙様式2 称号記

別紙様式3 大学発ベンチャー認定解除及び称号返付申出書

別紙様式4 支援事業申請書